

○交通用具使用に係る通勤手当の認定手続き等について (通知)

平成22年3月31日 教人第1677号
各県立学校長・各市町村立学校長あて 熊本県教育庁学校人事課長

通勤手当の認定事務については、平成17年3月28日付け教人第1858号にて通知しているところですが、より適正な認定事務を行うために、当該通知に加えて平成22年4月1日より下記のとおり取り扱うこととしましたので、通知します。

つきましては、所属職員に周知いただきますようよろしくお願いします。

記

1 当初認定について

(1) 従前どおり、一般に利用し得る最短の通勤経路（最短経路）（注1）について実測した通勤距離（注2）で認定するが、実測は原則3回行うこととし、別紙の「通勤距離計測結果報告書」により、その平均値を届け出るものとする（注3）。

（注1）一般に利用し得る最短の経路」とは、使用する交通用具で支障なく通行できる経路をいい、交通規制区間や使用する交通用具では物理的に通行できない幅員狭小経路等は含めない。

（注2）通勤距離の実測は、職員が実際に使用する交通用具（車両等）の走行メーターにより行うこと。

（注3）出来るだけ様々な条件（天候等）で測定することが望ましいこととする。

(2) 最短経路を選定する際、インターネット上の地図ソフト等で示される経路及び距離はあくまで参考とすること。

（注）インターネット上の地図ソフト等で示される経路と最新の地図等による経路を比較し、必ず実測した距離で届出・認定すること。

(3) 道路改良や新たな道路の開通等により、「一般に利用し得る最短の経路」に変更がないか常に留意しておくこと。特にインターネット上の地図ソフト等で表示される地図は最新のものでない可能性があるので、注意すること。

2 現況調査について

(1) 各年実施する現況調査については、当初認定の通勤距離に疑義がない場合、「最短経路に係る変更の有無」について確認することを、現況調査の主な内容とする。

なお、現況調査に係る様式については、おって通知することとする。

(2) 「当初認定の通勤距離に疑義がある場合」又は「最短経路と考えられる新たな通勤経路が見つかった場合」においては、上記1の当初認定と同様の実測を行い、当該実測による通勤距離

が既に認定している通勤距離より短くなる場合、「現学校への異動発令日」と「新たな最短経路が利用できるようになった日」のいずれかの直近日を事実発生日として、手当の認定を行うものとする。

(注) 「当初認定の通勤距離に疑義がある場合」とは、当初認定時にインターネット上の地図ソフトで示される距離でそのまま認定している場合や同一学校に勤務する他の職員の通勤経路及び通勤距離との比較で不均衡等がある場合など、当初の実測・認定が精確に行われていない可能性がある場合を指します。

交通用具使用の場合における通勤手当認定手続の変更 (平成22年3月31日付け教人第1677号学校人事課長通知)に係るQ&A

● 3回の実測～通勤距離計測結果報告書関係

問1 「通勤距離計測結果報告書」を利用した実測は、異動がなかった全ての職員についても行わなければならないのか。

(答)

- 1 「通勤距離計測結果報告書」を利用した3回の実測は、平成22年4月1日以降、人事異動等により新たに認定を行う分から実施していただきたい。
- 2 なお、異動がなかった職員についても、「最短の経路」の見直し等により認定をやり直す場合には、当該報告書を利用した3回の実測により認定を行っていただきたい。

問2 「最短の経路」について、原則3回の実測を行い、その平均値で認定することとなっているが、往路・復路を問わず、3回実測すればよいのか。

(答)

- 1 「最短の経路」の実測については、往路又は復路のいずれか一方だけに偏ることがないよう、往路1回・復路2回又は往路2回・復路1回のいずれかで実測をお願いしたい。

問3 一歩通行があるため往路と復路の経路が異なり、往路4.9km、復路5.1kmの場合、どのように計測・認定すればよいのか(3回目の実測を往路にするか復路にするかで、平均距離が異なることとなる。)。

(答)

- 1 3回の実測に際して、(往路又は復路のいずれか一方に偏らなければ)3回目の実測は往路又は復路のどちらでもよいというのは、往路と復路で同一の「最短の経路」を利用する場合を想定している。
- 2 往路と復路で「最短の経路」が異なる場合、往路及び復路のそれぞれ同じ複数回ずつ(最低2回ずつ)実測のうえ、往路と復路の合計平均値で認定していただきたい。

問4 昨年度までは、3回実測した「最短値」を通勤距離として届け出していたが、今回の通知で「平均値」の認定とした理由は何か?

(答)

- 1 交通用具使用の場合における「最短の経路」の実測方法及び実測値に基づき認定する通勤距離については、各学校における取扱いに異同があったものと認識しており、取扱いの統一を図るために、改めて通知を行うこととしたもの。
- 2 実測値に基づき「平均値」で認定することとしたのは、知事部局の取扱いとの整合性を図るために(部局間での異動があることや、教育庁の諸手当認定を4月から知事部局の総務事務センターに委任することとなつたことも考慮)。

問5 「通勤距離計測結果報告書」に「天候」を記載する欄があるが、その理由は何か。また、天候を選んで計測を行う必要があるのか。

(答)

- 1 「天候」について記載する欄を設けているのは、雨天時又は降雪時と晴天時では道路の混雑状況や路面状況等により、実測距離に差違が生じることも想定されることから、参考までに(留意すべき事項の把握のために)記載を求めているもの。
- 2 天候については、可能であれば、「晴れの日」、「雨の日」の両方が含まれるような形で3回の実測を行っていただきたいが、実測しようとする期間において、晴れの日が続いたり、雨の日が続いたりする場合には、そのまま実測していただき構わない(※)。

※ 台風や豪雨・降雪など通勤時の常態として考えられない特殊な天候時の実測値については、平均値を算出する際に除外していただきたい。

問 6 今まで、3回の実測値の最短値で認定していた場合で、当該3回の実測平均値で認定するとした場合に「片道の使用距離区分」がより上位の月額の区分に変わる場合、当初の認定時に遡って認定をやり直してよいか。

(答)

- 1 3回の実測平均値による認定は、平成22年4月1日以降、新たに認定を行う分から実施していただきたい。
- 2 それ故、「最短の経路」で精確に3回の実測が行われていた場合であれば、最短値による認定を改めてやり直してもらうことまでは考えていらない。
- 3 他方、当初の認定が1回の実測距離により行われていた場合でも、他職員との比較均衡でも問題がなく、適切な「最短の経路」の選定による精確な実測が行われていたと判断される限りにおいては、改めて3回の実測を行うことは不要である。

問 7 臨採の教職員については、毎年度、諸手当の届出が必要とされているが、通勤手当の届出に際しても、毎年度必ず3回実測を行わなければならないのか。

(答)

- 1 臨時的任用教職員については、年度を超えて同一学校に勤務する場合でも職員番号が変更となるため、毎年度、通勤手当の届出を行っていただく必要があるが、同一学校に引き続き勤務する場合で、通勤に係る「最短の経路」に変更がない場合には、前の任用時に実測・作成した「通勤距離計測結果報告書」により認定していただいて構わない。
- 2 他方、平成22年4月1日から臨時的に任用する教職員については、3回実測のうえ「通勤距離計測結果報告書」の作成をお願いしたい。
- 3 なお、再任用となつた場合で退職前の学校に引き続き勤務する場合も同様。

●インターネット上の地図ソフト関係

問 8 マップファンが示す距離が9.8kmで、職員の交通用具による実測距離が10.0kmの場合、認定する通勤距離はどうなるのか。

(答)

- 1 交通用具使用に係る通勤手当の認定における「距離の測定」については、平成17年3月28日付け教人第1858号「通勤手当の認定事務について」で通知しているように、「最短の経路における距離の測定については、実測を基本と」とし、「実測の方法は、職員が使用する車両の走行メーターにより行うことを原則」としている。
- 2 マップファンなどインターネット上の地図ソフト等については、あくまで「最短の経路」の選定（比較検討）に際しての参考ツールとしての位置づけであり、マップファンが表示する距離で認定することは、適切ではない。
- 3 故に、最短経路を3回実測した平均値が10.0kmである場合、通勤距離は10.0kmで認定することとなる。

問 9 マップファンで表示される経路で実測・認定していたが、認定時点で新しい道路の開通が反映されていなかったため、結果として「最短の経路」ではない経路で認定が行われていたケースの場合、遡及して認定をやり直す必要があるのか。

(答)

- 1 マップファンなどインターネット上の地図ソフト等が示す経路については、あくまで「最短の経路」の選定（比較検討）に際しての参考資料としての位置づけである。それ故、最新の地図等との比較検討を行わず、マップファンが示す経路を「最短の経路」として選定し、当該経路で実測・認定することは、適切ではない。
- 2 設問の場合、認定時より前に通行可能であった道路を利用するものが「最短の経路」であつた場合、当初の認定時に遡って認定をやり直していただく必要がある。
- 3 なお、マップファンなどインターネット上の地図ソフト等が示す経路は、通行が規制されている区間が含まれる等により、「一般に利用しうる最短の経路」ではない恐れがあるほか、新しく開通した道路が直ちに反映されていないこともあるので、「最短の経路」の選定に活用する場合、注意していただきたい。

●現況調査関係

問 10 毎年度の現況調査時にも3回の実測を行わなければならないのか。

(答)

- 1 当初の認定において、「最短の経路」で3回の実測を行い、精確に認定が行われている場合、毎年度の現況調査では、当初の選定が適切であるか、その後の道路事情の変更等により変更がないかなど、「最短の経路」についての精査を行うこととし、「最短の経路」に変更等がない場合、改めて実測していただくことは不要である。
- 2 なお、今回の認定方法の変更は、当初の認定をより精確にしていただく一方で、毎年度の現況調査に伴う実測の負担軽減を図り、適切な「最短の経路」の確認に注力していただくことを念頭に置いたもの。

問 11 現況調査時に改めて実測を行わなければならないのは、どのような場合か。

(答)

- 1 現況調査時に改めての実測が不要であるのは、当初認定時の「最短の経路」の選定及び当該経路に係る実測が精確に行われている場合に限られ、
 - ① 当初認定時に「最短の経路」での実測・認定が行われていない場合、
 - ② 当初の認定時に実測されていない場合、
 - ③ 同一学校に勤務する他の職員の通勤経路及び通勤距離との比較で不均衡がある場合、
 - ④ 職員が故意に実測距離が伸びるような方法で交通用具を運転していた場合など、
 初認定時の実測値に疑義があるには、改めて実測のうえ、必要に応じて認定のやり直しをお願いしたい。

問 12 「最短の経路」に変更がないが、自動車を買い換えたこと等により、実測距離が変動し、「片道の使用距離区分」がより下位の手当額の区分に変更となる場合、当初認定に遡って返納すべきなのか。

(答)

- 1 選定する「最短の経路」に変更がなく、当初の認定時に精確な実測が行われていたと考えられる限りにおいて、現況調査時に自動車の販換等があつていても、改めて実測する必要はない。
- 2 仮に新しい車で実測した距離によると「片道の使用距離区分」に変動がある場合でも選定する「最短の経路」に変更がなく、当初認定時に精確な実測が行われていたと考えられる限りにおいては、(合理的な誤差の範囲内として取扱い)認定区分を変更しないものとする。
- 3 同一の「最短の経路」であっても、使用する交通用具の変更や同一の交通用具でもタイヤの空気圧等により、実測する度に実測値が変動することがあり得ることから、同一の経路において複数の実測値が存在するのを避けるため(当初の実測値の安定性を確保し、実測する度に通勤距離=手当額が変動するのを避けるため)、今回の見直しでは、選定する「最短の経路」に変更がなく、当初認定時に精確な実測が行われていたと考えられる限りにおいては、改めての実測は不要と整理したもの(※)。

※ 同様の「最短の経路」により通勤する他の教職員との均衡が取れていない場合や、職員が故意にタイヤの空気圧を落として測定したと認められる場合などは、改めて実測をやり直していく上で、当初認定時に遡及して再認定を行い、手当を変更していただく場合があります。

※ 故に、「一度実測して認定を行えば、現況調査時の再実測が“無条件に”不要」と整理しているものではありませんので、ご注意願います(問11の回答を参照)